こども第２４６－２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　令和４年６月１３日

　　児童養護施設　施設長　様

　　ファミリーホーム　事業者　様

　　自立援助ホーム　事業者　様

　　埼玉県里親会　理事長（各里親）様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　埼玉県福祉部こども安全課長

　　令和４年度県内指定自動車教習所の普通自動車運転免許取得費用の支援について（照会）

　本県の児童福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

　さて、県と一般社団法人埼玉県指定自動車教習所協会との「児童養護施設入所児童等の自動車運転免許取得費用の支援に関する協定書」に基づき、運転免許取得費用の支援を下記のとおり実施いたしますので、利用希望者は別紙の「普通自動車運転免許取得費用支援申請書」を当課に提出いただきますようお願いします。

　各施設等、県里親会におかれましては、児童及び里親に支援内容、申請手続について周知くださるようお願いいたします。

記

１　申請の期日

　　　第１回　　８月２６日（金）

　別紙の「普通自動車運転免許取得費用支援申請書」に

　記入し、こども安全課に郵送で提出してください。

　　　第２回　　９月２２日（木）

　　　第３回　１０月２１日（金）

　　　第４回　１１月２５日（金）

　　　第５回　１２月２３日（金）

　　　　※　今年度は回数を増やして月１回の申請とします。１月以降については問い合わせを

　　　　ください。

　　　　※　夏休みに教習したい方は随時ご連絡ください。

２　対象となる児童、支援の内容、制度の概要

（１）対象児童

　　　　県内の措置・委託児童で措置解除までに指定教習所への入学手続が可能な児童（高３）。

（２）支援内容

　　　　指定教習所を利用する場合に、児童１人５万円を支援します。（通学・合宿とも可）

（３）制度の概要

　　　　別添のとおり。

（４）その他

　　　　免許の取得に当たっては、学校と調整の上、教習所への入所時期を早めに調整していただきますよう御協力をお願いします。

　　　　御不明な点や御希望がありましたら、下記の担当あて、問い合わせをお願いします。

|  |
| --- |
| 提出先・担当　　 〒330-9301　さいたま市浦和区高砂３－１５－１　　 埼玉県福祉部こども安全課　養護担当　篠原あて　　　　（048－830－3331　 [a3340-05@pref.saitama.lg.jp](http://gw.inside.pref.saitama.lg.jp/cgi-bin/ma_address_tree_list.cgi?proc=user&addr=email&fld=to:11824&mid=1010567&charNum=1300&page=1:1&target=13&sort=0:0&sel_gid=2000137&view=all&suspend=&view_lang=ja&dat_type=10&msid=1)）　　 |

別紙様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（こども安全課経由）

普通自動車運転免許取得費用支援申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

一般社団法人　埼玉県指定自動車教習所協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設長（里親）氏名：　　　　　　　　　　　　　　㊞

以下の児童について、普通自動車運転免許取得費用の支援を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな） | 　 | 性別 | 生年月日（年齢） |
| 児童氏名 | 　 | 男・女 | 平成　　年　　月　　日生（　　歳） |
| 所　属 | 施設名（種別）： |
| 所在地： |
| 担当者職・氏名： |
| 連絡先：TEL:　　　　　　　　　　　　　FAX: |
| 希望指定教習所 | 第１希望： |
| 第２希望： |
| 第３希望： |
| 備　考 |  |

**令和４年度　県内指定自動車教習所利用時の**

**普通自動車運転免許取得費用の支援について**

　埼玉県福祉部こども安全課

**対象児童**

（経由）

埼玉県

こども安全課

②申請

県指定

自動車教習所協会

③教習所決定

⑤教習所入学手続

⇒承認通知書（写し）を提出

⇒教習所入学手続

指定自動車教習所

児童養護施設

自立支援ホーム

ファミリーホーム

里親会

④承認通知

児　童

①利用希望

⇒取りまとめ

**利用手続の流れ**

・　埼玉県内の指定教習所を利用する場合に、１人あたり５万円まで支援します。

・　県社会福祉協議会が窓口となっている自立援助資金貸付、県の他の補助金等を利用する場合であっても併用可能です。

**支援内容**

・免許の取得時期について、各児童の高等学校と調整し、早めの時期に手続きを

　進めていただきますよう、御協力をお願いします。

**留意事項**

**手続方法**

①　申　　　請　：「普通自動車運転免許取得費用支援申請書」を**県こども安全課**に郵送

②　教習所決定：県指定自動車教習所協会が申請者の希望を考慮して、教習所を決定

③　承認通知　：「普通自動車運転免許取得費用支援承認通知書」を当課から施設等に送付

④　入学手続　：「承認通知書」の写しを入学手続の時に教習所に持参

⑤　各教習所にて教習費を割引

・県内の児童養護施設等の入所児童、里親等の委託児童で高校３年生

・措置・委託解除までに指定教習所に入学手続が可能であること。

　　　⇒　判断が難しい場合は当課にお問い合わせください。

・就職予定者・進学予定者等の区別はありません。

・県内の指定教習所協会加盟の教習所を利用すること。（通学・合宿とも対象）

【②受入調整】